

2012 年 1 月 13 日 全 6 頁

11 年 6 月総会の定款変更

(計算編)

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

[要約]

- 2011 年 6 月に開催された株主総会で、東証一部上場会社のうち 238 社（246 議案）が定款変更を実施したことが確認できた。本稿ではそのうち（会社の）「計算」に関するものを紹介する。
- 「計算」に関連する定款変更を行った会社は少なく 12 社であった。その中では、基準日に関する定款変更が 7 社、取締役会決議による剰余金の配当等に関する定款変更が 5 社、中間配当に関する定款変更が 4 社であった。
- なお、「会計監査人」に関連する定款変更を行った会社はなかった。

はじめに

○2011 年 6 月に開催された株主総会（臨時株主総会含む）で、東京証券取引所（以下、東証）第一部上場会社（内国会社）のうち 238 社（2010 年は 249 社）が定款変更を実施したことが確認できた¹。複数の定款変更議案を提出している会社もあるため、議案数は 246 議案（同 254 議案）となる。

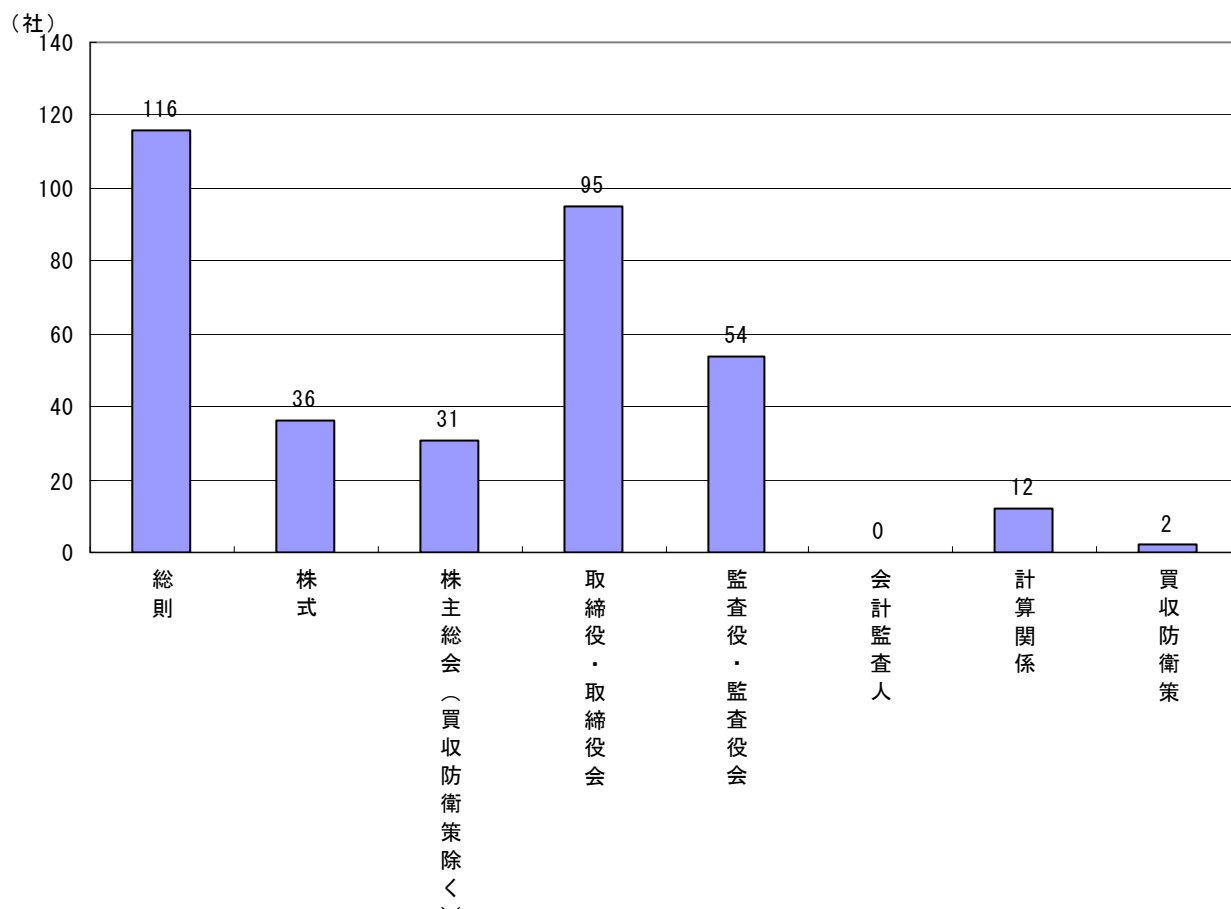
○主要な項目別の会社数は図表 1 の通りである。なお、技術的な文言の修正や条文の移動のみの変更等については会社数に含めていない（以下、同じ）。

○商号や事業目的など「総則」に関する定款変更を行った会社が 116 社（2010 年は 127 社）と最も多かった。次いで「取締役、取締役会」に関する定款変更が 95 社（同 111 社）であった。

○以下、「監査役、監査役会」（54 社（同 54 社））、「株式」（36 社（同 38 社））、「株主総会（買収防衛策除く）」（31 社（同 20 社））となっている。「買収防衛策」に関する定款変更を実施した会社は 2 社（同 8 社）に留まった。

¹ 上場会社による適時開示情報の中から、「東京証券取引所（第一部）」の「内国会社」による「定款の変更」をスクリーニングし、そのうち 2011 年 6 月開催の株主総会に会社提案として議案提出されたものを抽出した（株主提案分については含めていない）。事後的に定款変更議案が修正された旨の開示がなされた場合は、修正後の内容に従った。なお、今回の調査対象の中には、会社提案の定款変更議案が否決された例はなかった。

図表 1 2011 年 6 月総会での定款変更（東証一部内国会社）



（注）議案数ベースでは、「株式」が 40 議案、「取締役・取締役会」が 96 議案となる。それ以外は、社数と議案数は同じである。

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○本稿では、これらのうち、（会社の）「計算関係」の定款変更について紹介する（「会計監査人」に関する定款変更を行った会社はなかった）。なお、それ以外の事項については別稿で紹介する予定である。

拙稿「11 年 6 月総会の定款変更（株式・総会・防衛策編）」（2012 年 1 月 6 日付レポート）

拙稿「11 年 6 月総会の定款変更（取締役・取締役会編）」（2012 年 1 月 6 日付レポート）

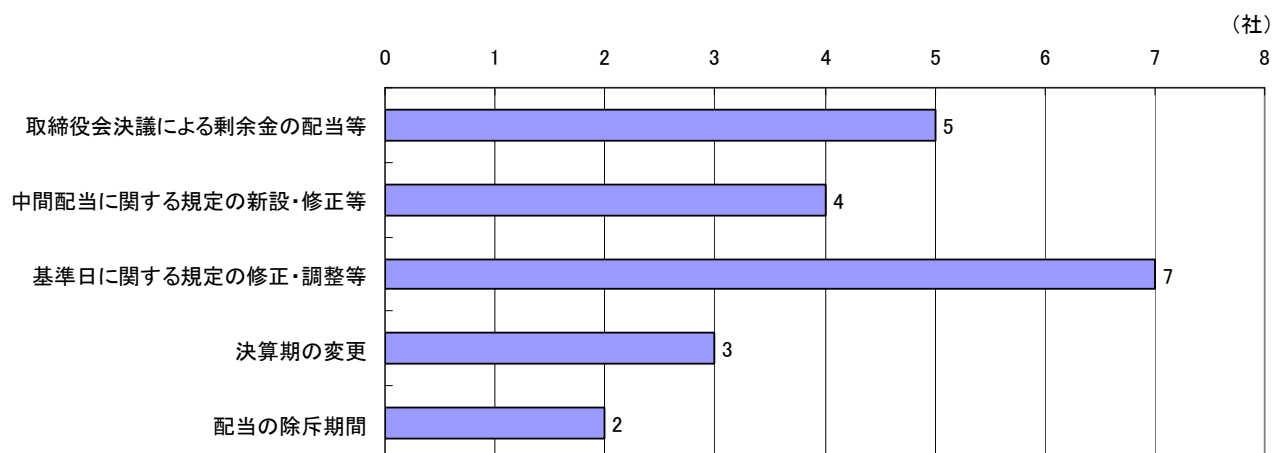
拙稿「11 年 6 月総会の定款変更（監査役・監査役会編）」（2012 年 1 月 13 日付レポート）

1. 「計算」に関する定款変更の概要

○2011 年 6 月総会での「計算」に関する定款変更を行った会社は少なく 12 社（2010 年は 11 社）であった。具体的には、図表 2 のような事項について定款変更が行われている。

○「基準日に関する規定の修正・調整等」が 7 社（同 7 社）、「取締役会決議による剰余金の配当等」が 5 社（同 5 社）、「中間配当に関する規定の新設・修正等」が 4 社（同 6 社）、「決算期の変更」が 3 社（同 4 社）であった。

図表 2 2011 年 6 月総会での「計算」に関する定款変更（東証一部内国会社）



(注) 上記のほか、(会社法 459 条に基づく)「取締役会決議による剰余金の配当等」を可能とする定款規定の新設に伴い、会社法 165 条に基づく自己株式取得の取締役会授権に関する規定を削除する事例が 2 社で確認された。これらの事例において、規定の削除自体は技術的な文言の調整と考えられることから、ここでは割愛している。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○以下では、「取締役会決議による剰余金の配当等」、「中間配当に関する規定の新設・修正等」、「基準日に関する規定の修正・調整等」の事例について紹介する。

2. 取締役会決議による剰余金の配当等

○会社法の下では、剰余金の配当等は原則として株主総会決議で決定することとされている（会社法 454 条 1 項）。ただし、次の要件を全て満たしている会社は、定款により剰余金の配当等を取締役会決議で決定できることを定めることができる（会社法 459 条 1 項）。

- ①取締役会を設置している。
- ②会計監査人を設置している。
- ③（委員会設置会社以外の場合）監査役会を設置している。
- ④取締役の任期を 1 年（注）としている。

(注) 正確には「選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日」までとされている。

○2011 年 6 月総会で、こうした「取締役会決議による剰余金の配当等」を可能とする規定を新設している会社は 5 社確認できた。

(1) 取締役会授権の範囲

○定款によって、取締役会に授権できる「剰余金の配当等」の範囲は次の通りである（会社法 459 条 1 項）。

- ①自己株式の取得（特定の者からの取得を除く）
- ②欠損の範囲内での準備金の減少（いわゆる欠損填補のための準備金取崩し）（注）

③剰余金の項目間の計数変更（任意積立金の計上、損失処理など）

④剰余金の配当（金銭分配請求権のない現物配当を除く）

（注）計算書類の承認のための取締役会で行う場合に限られる。

○2011年6月総会で「取締役会決議による剰余金の配当等」を導入した5社は、いずれも①～④の全てについて取締役会に授権している。

(2) 株主総会決議の排除

○「剰余金の配当等」を取締役会決議で決定できるとする定款の定めを設けた場合、併せて「株主総会決議による剰余金の配当等を排除」する定款の定めも設けることができる（会社法460条）。この場合、配当等は取締役会決議によってのみ決定されることとなる。株主総会では配当等に関する決定を行うことはできず、配当等に関する株主提案権の行使も基本的にできないと考えられている²。

○2011年6月総会で「取締役会決議による剰余金の配当等」を可能にする定款変更を行った5社のうち2社は、取締役会の権限について「定めることができる」という文言を用いている。従って、これらの2社は、「株主総会決議による剰余金の配当等を排除」しておらず、株主総会と取締役会のいずれにおいても剰余金の配当等を可能とする内容の定款変更を行ったものと言えるだろう。

○他方、それ以外の**3社**については、「株主総会決議によらず」という「排除」を表す文言が含まれており、**「株主総会決議による剰余金の配当等を排除」**しているものと考えられる。

○取締役会限りで配当等を決定できるというだけであればともかく、株主総会から配当等の決定権限（及び配当等に関する株主提案権の行使権限）を事実上取り上げることにについては株主側の反発が強いとされている³。

(3) 導入の理由

○「取締役会決議による剰余金の配当等」を導入した理由としては、「機動的な配当政策」（4社）、「機動的な資本政策」（3社）が挙げられている（図表3）。

図表3 「取締役会決議による剰余金の配当等」導入の主な理由

①「機動的な配当政策」……4社

（例）「取締役の任期短縮にともない、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう」（卸売業）

②「機動的な資本政策」……3社

² 全国株主連合会編「全株主モデル〔新訂2版〕」（2009年、商事法務）p.69など。もともと、理論上は、「株主総会決議による剰余金の配当等を排除する」定款の定めを削除する議案とワンセットで配当等に関する株主提案権を行使する余地はあるものと考えられる（相澤哲・岩崎友彦「株式会社の計算等」（『旬刊商事法務No.1746』（2005年11月5日号）p.38）。

³ 例えば、大和住銀投信投資顧問株式会社はその「議案別議決権行使ガイドライン」において、剰余金の配当等の決定権限の取締役会授権に関し「会社法第460条に基づき、株主提案の余地を排除する旨を合わせ規定する場合には原則として反対とします」としている（同社ウェブサイト（<http://www.daiwasbi.co.jp/pdf/giketsu201106.pdf>）参照）。

(例) 「機動的な資本政策および配当政策を図るため」 (医薬品)

③その他…… 1社

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

3. 中間配当に関する規定の新設・修正等

○前述の通り、会社法の下では、剰余金の配当等は原則として株主総会決議で決定することとされている(会社法 454 条 1 項)。その例外として、前記 2 (1) の一定の要件を満たしている会社における取締役会への定款授權(会社法 459 条 1 項)のほか、いわゆる「中間配当」の制度がある。

○即ち、取締役会設置会社は、1 事業年度の途中において 1 回に限り、取締役会決議によって剰余金の配当(金銭に限る)をすることができる旨を定款で定めることができる(会社法 454 条)。

○これに基づいて、2011 年 6 月総会において中間配当に関する規定の新設・修正等を行った会社は 4 社(2010 年は 6 社)確認できた。その内容は図表 4 の通りである。

図表 4 中間配当に関する定款変更の内訳

◇中間配当に関する規定の新設(中間配当制度の導入)…… 1 社

◇決算期の変更に伴う修正…… 3 社

(注) 上記のほか、(会社法 459 条に基づく)「取締役会決議による剰余金の配当等」を可能とする定款規定の新設に伴い、従来の中間配当に関する規定を削除する事例が 2 社で確認された。これらの事例において、規定の削除自体は技術的な文言の調整と考えられることから、ここでは割愛している。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

4. 基準日に関する規定の修正・調整等

○2011 年 6 月総会において、剰余金の配当等の基準日に関する規定の修正・調整等を行った会社は 7 社(2010 年も 7 社)確認できた。その内容は、図表 5 の通りである。

図表 5 基準日に関する定款変更の内訳

◇決算期の変更に伴うもの…… 3 社

◇臨時の基準日に関する規定…… 3 社(注)

◇中間配当に関する規定の新設に伴うもの(前記 3 参照)…… 1 社(注)

◇四半期配当の基準日を、期末配当・中間配当の基準日に変更…… 1 社

(注) 「中間配当に関する規定の新設」に伴い基準日を見直している 1 社は、併せて臨時の基準日に関する規定も設けている。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○このうち「臨時の基準日に関する規定」とは、特定の基準日のほかにも、別途、基準日を定めて剰余金の配当ができる旨を定めるものである。

○こうした規定を設けた上で、前記 2 の「取締役会決議による剰余金の配当等」も併せて導入すれば、期末配当、中間配当以外にも不定期に基準日を設けて、配当を行うことが理論上は可能となる。また、例えば、四半期ごとに基準日設定を行って、配当を行うことも(分配可能額が許す限り)可能

となる。

○もっとも、「臨時の基準日に関する規定」に関する定款変更を行った会社が、実際にこの規定を積極的に利用して剰余金の配当等を実施する意図があるか否かは定かではない⁴。

⁴ 同様の規定は、実務上、広くひな型として参考にされている全株懇定款モデルにも盛り込まれている（全国株懇連合会編「全株懇モデル〔新訂2版〕」（2009年、商事法務）pp. 70-71 参照）。その意味では、実際に活用されるか否かはともかく、標準的な規定とも考えられる。